



福山市公告第442号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったため、同条第6項の規定により公告します。

2022年（令和4年）5月11日

福山市長 枝 広 直 幹



- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 福山市商業施設
所在地 福山市西町一丁目1番1号 外
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
34,400㎡
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
731.20㎡
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
2022年（令和4年）4月30日
- 5 廃止する理由
施設のリニューアルに伴い店舗面積が減少したため